

銀行カードローンへの法規制を求める請願書

▶手軽さを売りにしたいいわゆる銀行カードローン（銀行等の金融機関が貸し手となる無担保融資、以下同じ）の貸付残高は急増し、サラ金等貸金業者の貸付残高の2倍以上となっています。

▶借り入れ動機の大半は生活苦ですが、年10数%というサラ金並みの高金利に、借りたお金を返せなくなり、自己破産に追い込まれる人たちが相次いでいます。

▶かつてサラ金などの貸金業者には改正貸金業法で、個人への貸付けは年収の3分の1を上限とする「総量規制」が導入されました。しかし、金融機関は規制の対象外であり、銀行カードローンは“野放し”状態です。「銀行だから安心」という社会的信用を裏切り、経済的に苦しい人たちを金儲けの手段とする銀行カードローンは今や社会的な大問題であり、およそ、まともな金融の姿とは無縁の、こうした状態は直ちに改められるべきです。

以上、私たちはすみやかに銀行等の金融機関に対する、標記の規制を行うことを求めます。

「銀行カードローン」問題に関する報道

- 銀行カードローン、高額融資80行「年収3分の1超」
2017年4月21日朝日新聞
- 若者もシニアも破産急増！？
銀行カードローン
2017年4月12日NHKクローズアップ現代+
- <銀行カードローン>
止まらぬ融資 増える破産
2017年6月4日河北新報
- 中高年・年金生活者、目立つ日弁連、銀行カードローン相談
2017年11月28日朝日新聞
- 全銀協／銀行カードローン3割が年収3分の1超を借り入れ
2018年1月18日毎日新聞
- 自己破産申し立て、2年連続増加
銀行カードローン影響
2018年2月9日京都新聞

【請願事項】

1. 銀行カードローンについても貸金業法上と同様の総量規制が適用されるよう、関係法令を改正してください。
2. 貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額も貸金業法上の総量規制の対象としてください。
3. 銀行カードローンの過剰な宣伝・広告に対し、法令による規制を求めます。
4. 高すぎる利息制限法の上限金利の引き下げを求めます。

氏 名	住 所

取り扱い団体 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
本署名についてのお問い合わせ先 大阪市北区西天満4丁目5番5号マーキス梅田301号
大阪いちよの会内 全国被連協 TEL 06-6361-3337